

## 新ルール（案）の暫定及び欧米ルールとの比較

### 1. 暫定ルールと比べた改善事項

- 新ルール案では競合品目（企業）も申告対象。
- 新ルール案では家族も申告対象。
- 新ルール案では、いわゆるトンネル寄附も申告対象。
- 情報公開について、新ルール案では、各委員から提出された寄附金・契約金等受取額申告書を厚生労働省ホームページ上で公表する。  
また、審議会の議事録について、公開と同時に発言者氏名も記載する方向で検討。
- 新ルール案では、分科会に評価ワーキンググループを設置し、原則年1回、本申し合わせの運用状況の評価、必要な改善方策の検討を行う。

### 2. 欧米ルールと比べ厳格となっている事項

- 欧米では、寄附金等については、原則として、品目単位で対象としているのに対し、新ルール案（A案は除く）では、当該企業は企業単位で対象とする。
- 家族の取扱いについて、米では、委員本人及び配偶者、未成年の子供、欧では、委員のみ。一方、新ルール案では、委員本人及び、配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）であって、委員本人と生計を一にする者。
- 申告対象期間について、米では過去1年。新ルール案では過去3年。  
（欧は過去5年）
- 情報公開について、米では、審議参加の特例が付与された場合のみ、委員から提出された申告書が公開されるのに対し、新ルール案では、各委員から提出された寄附金・契約金等受取額申告書は全て公開。  
また、欧では、委員の申告書は、経済的利益について 50,000 ユーロ超

か否かをチェックする形式であるのに対し、新ルール案では、経済的利益の金額階層の情報も記載。